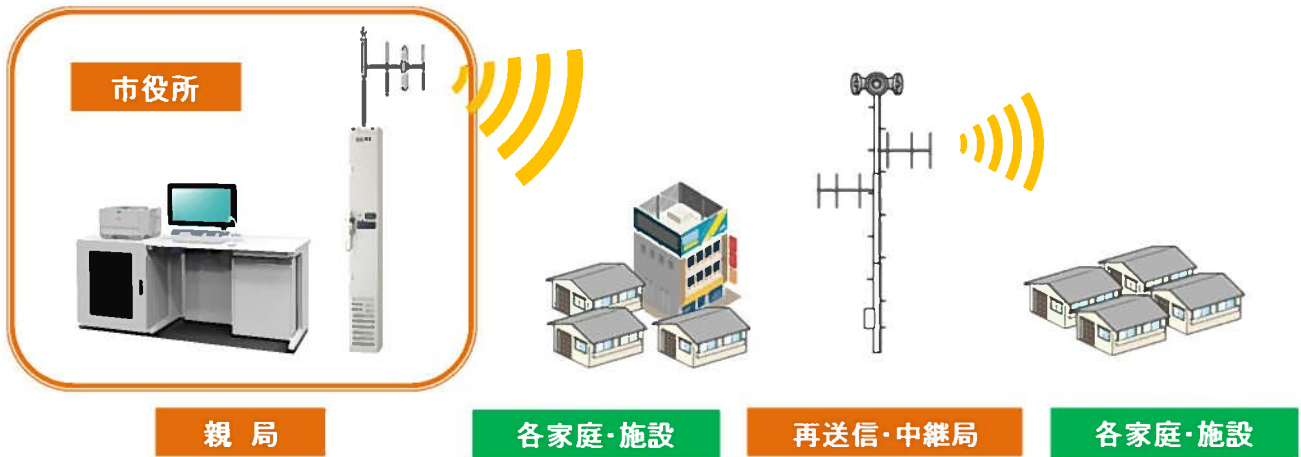


防災行政無線 戸別受信機設置のお知らせ

防災行政無線サービスは、市の安全安心施策の取組みの一環として、市の行政情報や防災情報をはじめ、学校、地区等からのお知らせを放送するものです。

市では、防災行政無線による放送をお聞きいただくための受信機を市内全家庭、公民館、消防器具庫等のほか、希望される事業所にも設置させていただきます。

防災行政無線のイメージ



受信機の設置対象

- ① 一般のご家庭（市内の全世帯/1世帯1台）
- ② 地区施設（公民館・消防器具庫）
- ③ 公共施設（保育園、幼稚園、学校等を含む。）
- ④ 医療施設・福祉施設
- ⑤ 事業所・店舗等（設置を希望される場合のみ）

※いずれも加東市内に限ります。



受信機

設置費用・通信料

設置費用や通信料、戸別受信機の使用料は必要ありません。

※受信機の電気代と予備電源用の乾電池の交換はご負担ください。

※故意・重大な過失によって受信機を破損・滅失された場合は賠償いただくことになります。

※使用者の都合による移設費用等をご負担ください。

申込方法

工事連絡票に必要事項をご記入の上、加東市防災課までご提出ください。

後日、設置業者から設置日程についてご連絡させていただきます。

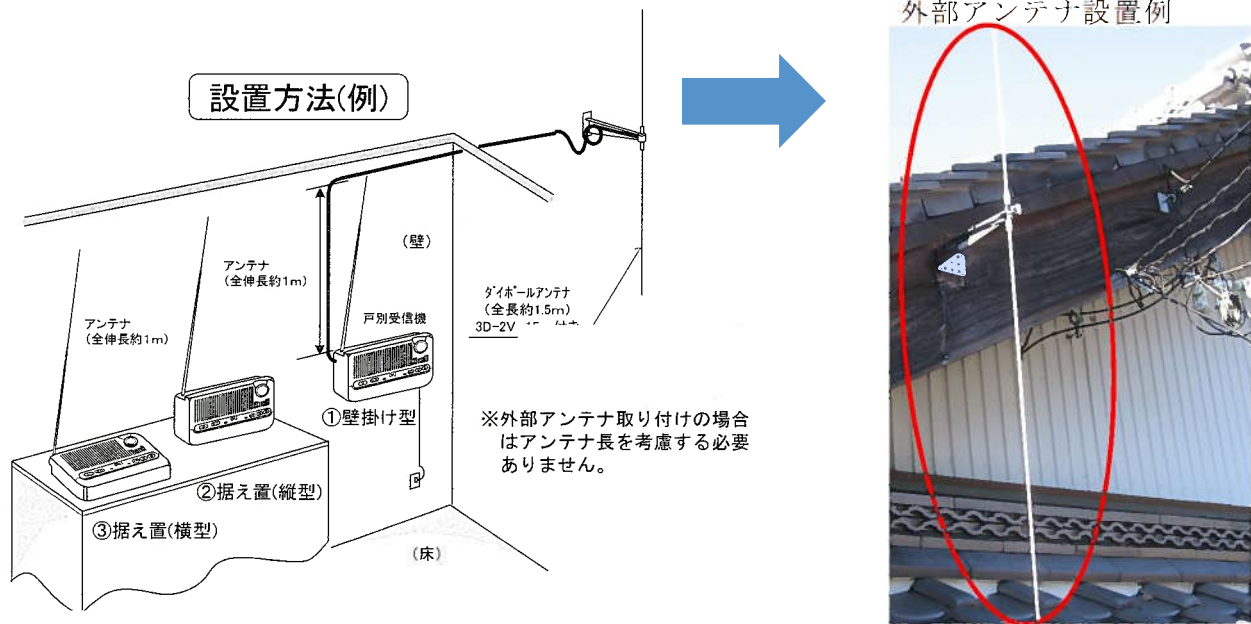
※申込が混み合っている場合はご連絡や設置までにお時間をいただきます。

※ご記入いただいた個人情報は、受信機を設置するための日程等の連絡、設置の訪問及び受信機の管理等の目的にのみ使用し、加東市及び工事関係業者で共有させていただきます。

設置方法

設置業者があらかじめ連絡を入れた上でお宅を訪問します。作業員が室内に入らせていただき、受信状況を確認しながら適切な場所に受信機を設置させていただきます。受信状況によっては、外壁にアンテナ（約2m）を取り付け、エアコンの穴などから室内にコードを引き込む工事が必要な場合があります。

設置業者が受信機等預書と工事の確認書類をお持ちしますので、設置が完了したら記名・押印いただき、設置業者へお渡しください。



【機器の取り付け・管理に関する注意点】

- ・受信機の室内壁への取り付け、外部アンテナ（受信状況が悪い場合に必要）の屋外壁面等への取り付け（家屋壁面等に概ね1cm程度の穴を開けさせていただく場合があります。）については、確認しながら施工させていただきますので、ご希望位置等については設置業者にご相談ください。ただし、受信状況等によりご希望にそえない場合があります。
- ・賃貸物件の場合、原則として建物の加工はしませんが、受信状況によりどうしても加工が必要な場合がありますので、あらかじめ所有者・管理会社等に加工が可能かどうか確認いただいた上でご承諾をお願いいたします。

注意事項

- 設置費用や受信機の使用料を請求することは一切ありません。 設置費用を請求された場合は、加東市防災課までご連絡をお願いします。
- 受信機は市から貸与（無償）させていただくものです。次の場合はご連絡をお願いします。
 - ・受信機が故障したり、受信機を失くしたりした場合
 - ・市内で転居する場合（設定変更が必要です）
 - ・市外へ転出する等、受信機が不要になった場合（返却をお願いします）※第三者への貸与や譲渡はしないでください。
※受信機は、加東市専用の機器です。他市町で使用することはできません。

加東市総務財政部防災課（市役所4階）
〒673-1493 加東市社50番地
電話：0795-43-0402・0403 FAX：0795-42-5055
メール：bosai@city.kato.lg.jp